

平成 29 年 3 月 31 日
総合政策局交通計画課

「標準的なバス情報フォーマット」を定めました ～ 経路検索におけるバス情報の充実に向けた取組 ～

国土交通省では、インターネット等の経路検索におけるバス情報拡充のため、バス事業者と経路検索事業者との間でデータの受渡をするための「標準的なバス情報フォーマット」を定めました。中小バス事業者と経路検索事業者の情報共有が進むことで、バス情報の拡充が期待されます。

最近広く利用されているインターネット等による経路検索では、鉄道や大手バスの路線については広くカバーされていますが、中小バスの路線については対象から外れているケースが多いのが実情です。(経路検索の対象となっているバス事業者は、車両数 30 両以上の事業者で約 9 割、30 両未満の事業者で約 2 割(平成 28 年 4 月時点))

国土交通省では、有識者・関係者とともに、バス事業者と経路検索事業者との間で簡単に情報の受渡が可能となる手法について検討を行ってまいりましたが、このたび「標準的なバス情報フォーマット」を定めるとともに、これを用いたデータの作成・利用についての解説書を作成いたしました。

このフォーマットに基づいて、中小バス事業者がデータを作成し提供することで、経路検索におけるバス情報の拡充が期待されます。

今後、「標準的なバス情報フォーマット」を用いたデータ作成の促進に向け、バス事業者をはじめとする関係者への働きかけを積極的に行ってまいります。

※フォーマットに関する解説書は、下記のウェブサイトからダウンロードできます。
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000067.html

○添付資料

別添：「標準的なバス情報フォーマット」の概要等について

○問い合わせ先

総合政策局公共交通政策部交通計画課

佐藤、和田 (内線 54-707、54-902)

(直通) 03-5253-8275 (代表) 03-5253-8111